



同性パートナーの記載がある休暇は、看護、介護等の対象者等に同性パートナーを含みます。詳しくは管理職にお問合せ下さい。

令和7年度版 市町村立学校職員の休暇等の案内

埼玉県教育委員会

学校職員（任期付教職員（常勤）を含む。）の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間があります。ここでは、「条例¹」、「規則²」、「運用³」等に基づいて、主な休暇等について紹介します。

◇年次休暇◇（条例第13条、規則第8条～第10条）

取得期間

一暦年につき20日間が付与され、最大20日間当該年の翌年に繰り越すことができます。取得単位は、1日、半日⁴、1時間又は30分を単位とすることができます。

留意点

1時間又は30分単位で取得する場合、7時間45分をもって1日と計算します。
残日数を使用する場合においては、30分未満の端数を含めて全て使用できます。

◇病気休暇◇（条例第14条、規則第11条）

怪我や病気のため療養する必要がある場合の休暇です。

取得期間

負傷又は疾病のため療養する必要がある、90日の範囲内で勤務しないことがやむを得ないと認められる期間です。取得単位は、1日又は1時間です。

留意点

校長に病気休暇簿を提出します。連続する8日以上の子気休暇の場合、又は承認を受けようとする病気休暇の初日前一月間に通算5日以上の病気休暇を取得している場合は、医師の証明書等を要します⁵。

◇特別休暇◇（条例第15条、規則第12条）

出産休暇（規則第12条第1項第1号）

取得期間

出産予定日6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から産後8週間までの期間です。（産前・産後休暇）

留意点

出産日の翌日から産後休暇となります。また、産前・産後の期間に2週間の範囲内の期間を加算することができます。その際、産前・産後に分割して加算することも可能です。

通院休暇（規則第12条第1項第2号）

取得期間

妊娠中又は産後1年以内に妊娠又は出産に関し保健指導又は健康診査を受ける場合に、1回につき1日の範囲内で必要な時間です⁶。

留意点

医師の診察を受け、妊娠の確認が得られなかった場合は年休となります。

通勤緩和休暇（規則第12条第1項第3号）

取得期間

妊娠中、母体の健康維持に重大な支障を与えると認められる程度に混雑する交通機関を利用して通勤する場合、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間以内です。

留意点

妊娠中の通勤で、次のいずれかに該当する場合に承認されます。
・電車・バス等を利用する場合は、座席に座れず、かつ、つり革につかまることができない程度に混雑している場合。
・乗用車・バイク等を利用する場合は、相当時間を要し、かつ、通勤経路に混雑する路線を含む場合。

¹ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

² 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

³ 「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について（通知）

⁴ 1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分で休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の場合、当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを年次休暇により勤務しないときに取得が可能です。

⁵ 連続する8日以上の子気休暇の承認を受けようとする場合は、診断書、母性健康管理指導事項連絡カード等が必要です。また、承認を受けようとする病気休暇の開始予定日前一月間に、5日以上（時間単位も1日）の病気休暇を取得した場合は、診断書、薬袋、病院等の領収書、家族による証明書または管理職による証明書（様式自由）等の提出が必要です。なお、引き続き7日間を越えない病気休暇であっても、校長がその承認に必要とするものであれば、医師の証明書その他勤務しない理由を明らかにする書面（病院等の領収書又は薬袋等）の提出を求められる場合があります。

⁶ 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回です。また、医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についても、その指示された回数となります。

妊娠障害休暇（規則第12条第1項第4号）

取得期間

妊娠中の学校職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合に、14日の範囲内です。

留意点

この休暇は、1日単位で承認となります。よって、1時間単位で承認した場合も、1日として計算します。2日以上期間にわたり承認を受ける場合、週休日等はこの休暇の期間に含めませんが、産前休暇又は加算休暇に連続して承認を受ける場合等は、週休日等をこの休暇の期間に含めます。

育児休暇（規則第12条第1項第5号）

取得期間

1歳6か月まで（教育委員会が特に必要と認めるときは、2歳まで）の子⁷を育てる場合、1日2回以内、1日を通じて90分以内です。

留意点

1回に取得できる時間は30分、45分又は60分です。連続して90分の取得も可能です。
原則として1月単位又は限度期間まで一括して承認します。

子育て休暇（規則第12条第1項第6号）

取得期間

義務教育終了前の子⁸を養育する場合、1年に7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内です。

- ・怪我や病気の看護を行う場合。
- ・子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助を行う場合。
- ・子に健康診査、健康診断又は予防接種（インフルエンザ予防接種等を含む）を受けさせる際の付添いを行う場合。
- ・子の学校等の行事（入学（園）式、卒業（園）式、授業（保育）参観⁹、家庭訪問、保護者説明会¹⁰、引渡し訓練及びPTA等の団体が学校等と連携・協働して行う登下校の見守り活動）に出席する場合。ただし、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は教育委員会が実施する行事については、保護者説明会に限ります。
- ・子（中学生年代の子にあつては、特別支援学校又は特別支援学級に在籍する者に限る。）が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時休業となり、その子の世話をを行う必要がある場合。
- ・地震、水害、火災その他その子の安全を確保する緊急の必要により、その子が在籍する学校等から保護者へ引き渡しが必要とされている場合。

留意点

取得単位は1日、1時間又は30分です。1時間又は30分を単位とする場合は7時間45分をもって1日と計算します¹²。健康診査、健康診断又は予防接種とは、法令により受診又は接種が定められているものに限らず、任意のものも対象となります。また、学校等の行事に出席する場合及び臨時休業により子の世話をを行う場合には、学校等からの通知が必要となります。なお、申請の際は、備考欄に事由を入力してください。

家族看護休暇 **同性パートナー**（規則第12条第1項第7号）

取得期間

家族¹³の負傷又は疾病による看護を行う場合、1年に3日の範囲内です。

留意点

看護とは、負傷、疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話¹⁴を行うことです。

取得単位は1日、1時間又は30分です。1時間又は30分を単位とする場合は7時間45分をもって1日と計算します¹²。

なお、申請の際は、備考欄に事由を入力してください。

短期介護休暇 **同性パートナー**（規則第12条第1項第8号）

要介護者¹⁵の介護や通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行等の世話をを行うために、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。

取得期間

1年に5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内です。

留意点

取得単位は1日、1時間又は30分です。1時間又は30分を単位とする場合は7時間45分をもって1日と計算します¹²。

短期介護休暇を受けようとするときは、「要介護者の状態等申出書」を校長に提出してください。

⁷ 職員と法律上の親子関係にある子及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」（以下「育児休業法」という）第2条第1項で規定する者（①特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、②養子縁組里親に委託されている子、③養子縁組里親として適当とされるが、実親等の同意が得られないため、養育里親として委託された子。以下、同様）をいいます。

⁸ 実子、養子、里子（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された者をいう）及び特別養子縁組（当該特別養子縁組の請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る）の監護期間中の子をいいます。

⁹ 運動会、学芸会その他教育活動を参観するための行事を含みます。

¹⁰ 保護者面談、子が入学（園）を予定している学校等の実施する入学（園）説明会を含みます。

¹¹ 学校等からの要請については、文書に限られません。

¹² 休暇の残日数のすべてを使用する場合、休暇の残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができます。

¹³ ア 同居の有無を問わない（配偶者（事実上婚姻関係と同様である者を含む）、父母、子（義務教育終了前の子を除き、育児休業法第2条第1項で規定する者を含む）、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）

イ 同居している場合に限る（事実上の父母、事実上の子）

¹⁴ 医師から診断結果や治療方針等の説明がなされる場合も含みます。

¹⁵ 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等で負傷、疾病、老齢により日常生活を営むのに支障がある者をいいます。

出生サポート休暇（規則第12条第1項第18号）

取得期間

不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、人工授精等のため必要と認められる場合、1年に5日の範囲内です。

留意点

取得単位は1日又は1時間です。1時間を単位とする場合は7時間45分をもって1日と計算します¹²。

出産補助休暇 同性パートナー（規則第12条第1項第19号）

取得期間

妻の出産時の付添い、入院や退院の付添い、子の出生の届出等のため必要と認められる場合に、3日の範囲内（妻の入院等の日から、当該出産の日後2週間を経過する日まで）です。

留意点

取得単位は1日、1時間又は30分です。1時間又は30分を単位とする場合は7時間45分をもって1日と計算します¹²。

男性職員の育児参加のための休暇 同性パートナー（規則第12条第1項第20号）

取得期間

出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合には14週間）前から出産後1年までの期間に、生まれた子又は小学校就学までの子¹⁶を養育する場合に、当該期間内に5日の範囲内です。

留意点

取得単位は1日、1時間又は30分です。1時間又は30分を単位とする場合は7時間45分をもって1日と計算します¹²。

生理休暇（規則第12条第1項第9号）

生理日の勤務が著しく困難な場合、3日の範囲内でその都度必要とする期間です。

忌引休暇 同性パートナー（規則第12条第1項第10号）

取得期間

配偶者（10日）、父母（血族7日・姻族3日）、子¹⁶（血族7日・姻族1日）
祖父母（血族3日・姻族1日）、孫（血族1日）、兄弟姉妹（血族3日・姻族1日）、伯叔父母（血族1日）

留意点

遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する実日数を左記日数に加えることができます。
なお、申請の際は、備考欄に事由を入力してください。

父母等の追悼のための休暇 同性パートナー（規則第12条第1項第11号）

取得期間

配偶者、父母（実父母及び養父母）及び子¹⁶の追悼のために法事等を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合、それぞれ1日です。

留意点

遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する実日数を左記日数に加えることができます。
なお、申請の際は、備考欄に事由を入力してください。

夏季休暇（規則第12条第1項第12号）

5月1日から10月31日までの間、5日の範囲内です。取得単位は、原則として、1日又は半日です¹⁷。

結婚休暇 同性パートナー（規則第12条第1項第17号）

取得期間

結婚式、新婚旅行などの場合に、連続する7日の範囲内です。なお、この休暇の日数に、週休日、休日等は含まれません¹⁸。

留意点

取得できるのは、おおむね結婚の日の5日前から、結婚の日の後1か月以内ですが、職務が繁忙な場合は、結婚の日の後の最初の長期休業中も取得可能です。

ドナー休暇（規則第12条第1項第21号）

「骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞」（以下「骨髄等」という。）の提供希望者として登録の申出や骨髄等を提供する場合に、その都度必要と認められる期間です。ただし、登録先については、日本赤十字社の骨髄データセンターに限ります。

¹⁶ 育児休業法第2条第1項で規定する者を含みます。

¹⁷ 1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分とされている場合においては、勤務時間の始め又は終わりにおいて連続した4時間（休憩時間を除く。）の勤務時間のすべてを勤務しないときにも使用できます。また、休暇の残日数が半日未満であるときは、当該残日数のすべてを使用することができます。

¹⁸ 短時間勤務職員（育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務が失効または取り消されたがやむを得ない事情により育児短時間勤務と同様の勤務をしている職員）、暫定再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、週休日、休日等を含みます。

献血休暇 (・勤務校での全血献血の場合は口頭申請も可)	(規則第12条第1項第22号)
取得期間 日本赤十字社が行う献血に協力する場合に、その都度必要と認められる時間です。	留意点 勤務校又は勤務校の所在する市町村内において献血をする場合に承認します。 移動採血車等への往復に要する時間を含みます。 献血終了後速やかに献血手帳を提示してください。

ボランティア休暇 (規則第12条第1項第25号)	
取得期間 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合に、1年に5日の範囲内です。ただし、県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは10日の範囲内です。 取得単位は、1日又は半日です ¹⁷ 。 (令和6年能登半島地震による被災地での生活関連物資の配布その他の支援活動の特例は、令和6年12月31日で終了しました。)	留意点 「報酬を得ないで」とは、交通費等以外に活動の対価として金品を得るような場合はもちろんのこと、いわゆるボランティア切符のような将来的な見返りを期待するような場合も休暇の対象とはなりません。 遠隔の地に赴く場合で、活動期間と往復に要する期間が連続し、5日(又は10日)の範囲内であれば、往復に要する期間についても対象となります。 ボランティア活動計画書を校長に提出してください。

※その他の特別休暇

感染症予防法による休暇 **災害又は交通機関の事故等のための交通遮断休暇**
災害又は交通機関の事故等による危険回避のための休暇
災害等による、現住居復旧又は一時避難、水・食料等の確保のための休暇
公民としての権利を行使するための休暇 **官公署へ出頭するための休暇**

※短時間勤務職員の場合は、日数等が異なる場合があります。(詳しくは、管理職にお問い合わせください)

◇育児短時間勤務◇ (条例第3条第2項) (任期付教職員(常勤)を除く。)

小学校就学前の子を養育する職員の育児と仕事の両立を可能とするため導入された、短時間勤務を可能とする制度です。

勤務形態	取得期間
週24時間35分勤務(4時間55分×5日) 週23時間15分勤務(7時間45分×3日) 週19時間35分勤務(3時間55分×5日) 週19時間25分勤務(7時間45分×2日+3時間55分×1日)	1年以上1年以下(ただし、終了1月前までに請求すれば延長可) 留意点 育児短時間勤務承認請求書を、育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに校長に提出してください。

◇部分休業◇ (育児休業法第19条、職員の育児休業等に関する条例第30条～第33条)

小学校就学前の子を養育する職員の育児と仕事の両立を可能とするため導入された制度です。

取得時間	留意点
始業又は終業の時刻に連続して、1日2時間の範囲内です。 取得単位は、30分です。	勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額が減額されます。 部分休業を受けようとするときは、部分休業承認請求書をもって、校長に願い出てください。 部分休業は、その前又は後に勤務することを前提に認めるものです。したがって、部分休業の前後に勤務しない場合(例えば、その前または後に年次休暇が引き続くような場合)には当該部分休業は承認されないため、取消しの手続を行う必要があります。

◇介護休暇◇ **同性パートナー** (条例第17条、規則第14条)

要介護者¹⁵の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。

取得期間	留意点
3回の期間を限度とし、通算して6月の範囲内です。 取得単位は、1日又は1時間です。1時間を単位とする場合は、1日を通じて4時間の範囲内です。	勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額が減額されます。 介護休暇を受けようとするときは、介護休暇簿をもって、校長に願い出てください。

◇介護時間◇ 同性パートナー (条例第17条の2、規則第17条の2)

要介護者¹⁵の介護（食事の介助、通所介護施設への送迎等）をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。

取得期間

連続3年の期間、始業又は終業の時刻に連続して、1日2時間の範囲内です。
取得単位は、30分です。

留意点

勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額が減額されます。介護時間を受けようとするときは、介護時間簿をもって、校長に願い出てください。
介護時間は、その前又は後に勤務することを前提に認めるものです。したがって、介護時間の前後に勤務しない場合（例えば、その前または後に年次休暇が引き続くような場合）には当該介護時間は承認されないため、取消しの手続を行う必要があります。

主な職務専念義務免除

リフレッシュ休暇

取得期間

各勤続年数を経過した翌年度の4月1日から3月31日までです。ただし、この間に利用できない事情がある場合は、1年間に限り延長することができます。
年次休暇等を利用することにより、長期の休暇とすることも可能です。

勤続10年に達した学校職員は、連続した2日間（11年目）

勤続20年に達した学校職員は、連続した3日間（21年目）

勤続30年に達した学校職員は、連続した5日間（31年目）

勤続40年に達した学校職員は、連続した5日間（41年目）

留意点

勤続40年及び勤続30年の場合、取得出来る期間は連続する5日の範囲内ですが、職務の繁忙などの特別な事情がある場合は、連続する2日と3日に分けることができます。また、勤続20年の場合、取得できる期間は連続する3日の範囲内ですが、職務の繁忙などの特別な事情がある場合は、連続する2日（1回目）と1日に分けることができます。
勤続20年、30年及び40年の場合における報告書の提出は不要になりました。

教育委員会、公立学校共済組合埼玉支部等が主催する福利厚生事業に参加する場合

・マイ リフレッシュ

5月1日から翌年3月31日までの間に、3回以内です。
※暫定再任用短時間勤務職員（20時間未満）は1回
※組合員資格を有する任期の定めのある職員は、任用期間により参加回数が異なります。
3か月～5か月：1回 6か月～8か月：2回 9か月～12か月：3回

・人間ドック（受診後の体調に応じて1日の申請として差し支えない。） など

その他

・ライフプラン休暇

高齢層学校職員が自らの生涯生活設計の充実を図るため、自発的な計画に基づき、健康の維持増進、余暇活動、生涯学習活動及び地域活動等を行うために取得する連続した休暇です。

対象

当該年度中に、満54歳になる学校職員です。

留意点

3日以上の子年次休暇を含む連続した5日以上の子休暇（夏季休暇、週休日、学校職員の子休日を含む）を取得した場合に、請求により給付金子が給付されます。

・ライフプラン休暇支援給付金（一般財団法人埼玉県教職員互助会）

当該年度中に、ライフプラン休暇を取得した互助会員が、互助会に請求した場合に、5,000円が給付されます。

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

Change! JPN